

那須塩原市特定空き家等解体費補助金の手引き

1. 補助の対象者

- (1) 特定空き家等を解体する所有者
(共有・相続人の場合は所有権を有する者全員の同意を得ていること)
- (2) 本市の市税に滞納がない者
- (3) 暴力団員等でない者

2. 対象となる空き家

特定空き家に認定されていること等

3. 補助の条件

- (1) 対象特定空き家等の全部を解体・撤去すること
- (2) 市内業者が施工すること（施工業者の紹介を受けたい場合は、「那須塩原市建設業協会」☎0287-67-2007にお問い合わせください。）
- (3) 他の制度での補助金等の交付を受けていない工事であること

4. 補助金の額

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1（1,000円未満は切捨て）
- (2) 限度額 50万円

ただし立地適正化計画で定める居住誘導区域内に所在する場合は限度額70万円

5. 特定空き家等事前調査について

補助金の交付を受けようとする場合、「特定空き家等事前調査申込書（様式第2号）」を提出していただき、それをもって市が事前調査を行います。特定空き家に該当するかどうかの判定結果は「特定空き家等事前調査結果判定書（様式第3号）」で申請者に通知します。

6. 補助金申請の提出書類（事前調査で特定空き家と認定された場合）

《解体工事着手前》

- (1) 特定空き家等解体費補助金交付申請書（様式第4号）
- (2) 補助対象空き家の位置図及び現況が確認できる写真
- (3) 特定空き家等の解体に係る見積書の写し
- (4) 補助対象空き家の所有者及び権利を確認できる書類
- (5) 本市の市税に滞納がないことを証する書類（納税証明書等）
- (6) 申請者以外に所有権を有する者がいる場合にあっては、その全員の同意書（様式第5号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

《解体工事完了後》

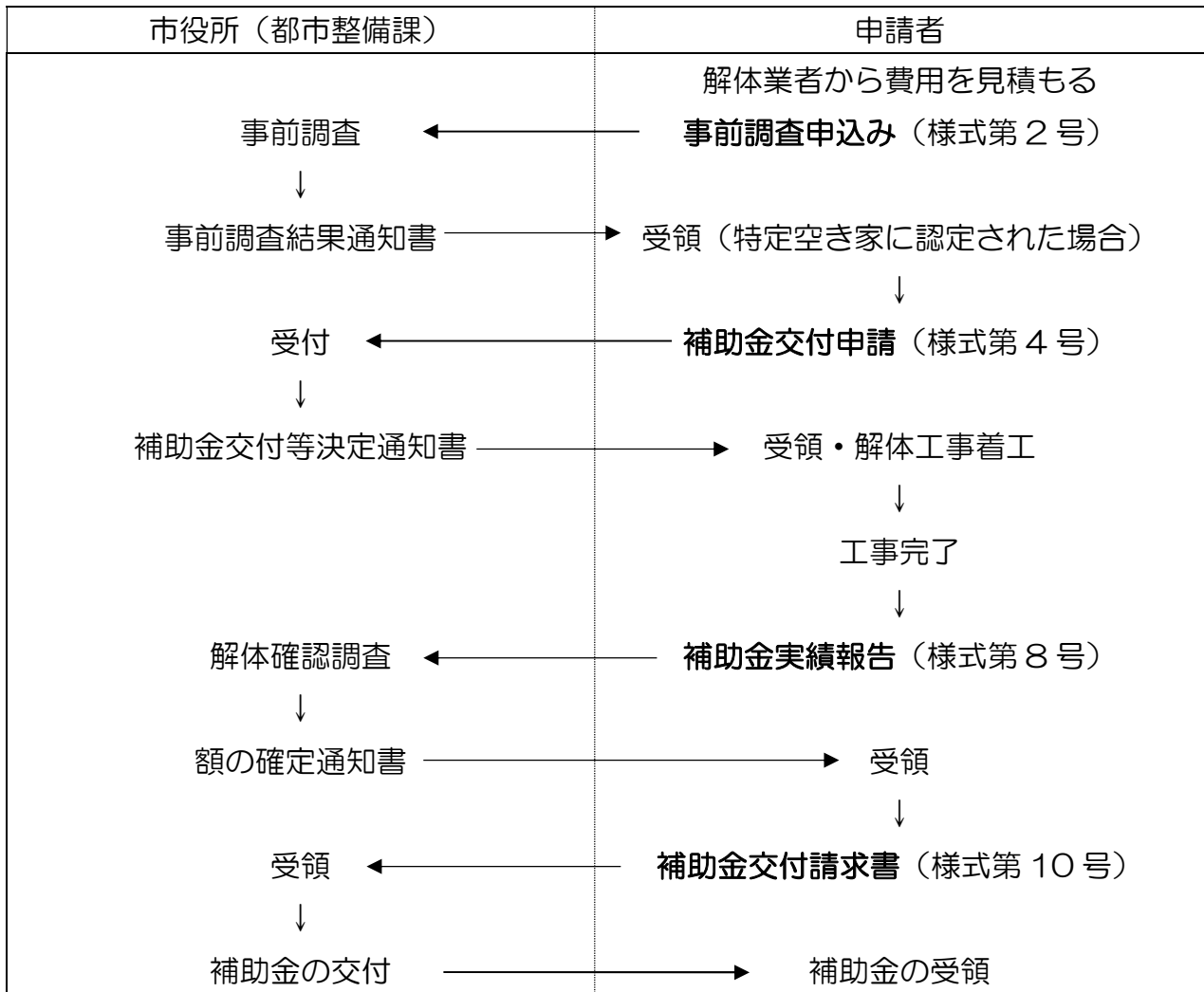
- (1) 特定空き家等解体費補助金実績報告書（様式第8号）
- (2) 解体工事の請求書又は領収書の写し
- (3) 解体前及び解体後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

※実績報告書等の書類は解体工事完了日から30日を経過する日又は完了日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

《補助金の額が確定した後》

(1) 特定空き家等解体補助金交付請求書（様式第10号）

補助金交付の流れ



※金額の変更等が生じた場合、変更交付申請が必要となります。変更申請がないまま工事を進めてしまうと、交付対象外となる可能性があります。変更が生じそうな時点で市にご相談ください。